

2014年（平成26年）	4月 1日	制定
2015年（平成27年）	8月19日	改訂
2016年（平成28年）	3月31日	改訂
2020年（令和 2年）	8月21日	改訂

「藻岩北小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「藻岩北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

2. 本校の実情

□ 児童の実態

本校は、児童数約340名の中規模校である。就学前は、近隣複数の幼稚園、保育園に通っていた児童が多く、一部の保護者に人間関係が固定化している傾向がある。

ここ数年、各学年は2学級ずつの編制を維持している。しかし、児童の関係性が流動化しないことが予想される。平成20年度より、多くの児童同士が関係を築いたり、教職員が多くの目で子どもを見つめたりできるよう、毎年学級編成を実施している。

□ 地域とのつながり

本校を取り巻く地域の方々は、概ね本校の教育活動に協力的である。健全育成会の総会や、評議員会、関係者評価委員会などでも、児童の安全・安心に関わる協力的で建設的なアイデアを提案していただき、実施してきたところである。例えば、定期的な見回りや安心・安全に関わる付き添い活動などでは、数多くの方々が参加し、直接児童への働きかけていただいている。

児童が関わっている主な少年団は、野球、男女バスケットボール、サッカーである。その中で発生したトラブルが、学校生活に影響を及ぼすことがあったので、職員同士が情報共有をしながら指導してき

ているところである。

3. いじめを未然に防止するために

□ 重点的な取組

	重点的な取組	行動目標
未 然 防 止	○ 「学び合い」学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研究部の提案を受け、各教科部会で研究主題の具現化を目指す。 ・小集団交流や異学年交流学習などを通じて、学び合う楽しさを味わわせる。
	○ 異学年交流の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・本校の異学年交流活動である『こぶしっ子活動』の内容の充実を図ることで、学年間交流を深める。 ・委員会やサークル活動で人間的なつながりを深められるよう、働きかけていく。
	○ 児童会活動による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」「あいさつMVP紹介」などの活動を通じて、児童自身が一人一人のよさに目を向ける姿勢を育む。 ・いじめ防止アピールなどを広報させ、自律的にいじめを防ぐ姿勢を高める。
	○ 日常指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年を中心にピアサポート活動への取組を加速させ、相互理解によるいじめ防止につなげる。 ・「ほめ言葉のシャワー」「発見、あなたのきらり！」といった各学年の取組を教職員間で共有し、多様な活動を通じていじめ防止に努めていく。
	○ 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の相談、様々な聞き取りなどに活用できる相談スペースを確保する。
	○ 研修活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を守る…研修」「ピアサポートについて…」といった研修に職員を積極的に参加させ、そこで得た情報をPC回覧板や校内の研修時間などを活用して、職員同士で共有していく。 ・面接技法の専門家を講師に招いた研修を行う。
早 期	○ 子どものよさや困りを捉える	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者情報DBや日常の打合せなどで、積極的に児童情報の共有に努める。 ・具体的な困り感については、特別支援コーディネータや担任外の間で迅速に共有し、聞き取りや見守りを行う。
	○ いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期に、学校独自にいじめアンケートを全校児童に対して実施し、児童の状況把握に努める。 ・市教委による「悩みやいじめに関するアンケート」を確実に実施していく。
	○ 児童や保護者への日常的なかかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や家庭の変化に気付くことができるよう…

<p>発見</p>	<p>→ 欠席したときは必ず一報を！ → 気になることがあれば家庭訪問！ → 結果は学年や担任外とすぐ共有…を徹底する。 ・担任はもちろんのこと、管理職を含めた担任以外の教職員が児童に声をかけ、気になる様子があれば、そのことをできるだけ多くの職員で確認する。</p>	<p>○教育相談の充実</p> <p>・校内や全市的アンケートのどちらに関しても、個別の聞き取りを実施し、文面や回答には表れない児童の困り感を掘り起こす。 ・児童についての困り感を抱えている保護者には、積極的に関わり、サポートしていく。</p>
<p>具体的措置</p>	<p>○迅速で組織的な対応の実現</p> <p>・いじめについての相談を受けたり、いじめにつながるような状況を発見したりした場合は、必ず学年や担任外などに情報を伝える。 ・一つ一つの状況を過小評価せずに、迅速で組織的な対応を心がけるよう、日常的な啓発を続ける。 ・必要に応じて、SCや特別支援巡回相談員など、外部の人材に協力を求めていく。</p>	<p>○具体的、積極的な対応による拡散防止</p> <p>・加害、被害児童双方に対して、丁寧で温かい関わりを心がけ再発防止に努める。 ・いじめ事案から学ぶ姿勢をもち、保護者支援や防止活動に生かしていく。</p>

4. 校内体制について

- ・「いじめ対策検討委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じて）とする。場合によっては担任など関係職員を追加することができる。また、校務分掌にある校内学び支援委員会との連携しながら児童の変容確認や支援に努める。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、可能な限り全教職員が共有するようにする。また、後述のチェックリストを活用し、いじめの防止に努める。
- ・教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて、声を掛け、話をよく聴いて、必要な支援につなげ、見守るというゲートキーパーの基礎的素養を身に付け、保護者や地域、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。

教育委員会は、関係部局及び関係機関と連携して教職員の研修の充実を図るとともに、学校においても校内研修会を実施するなどして教職員の資質向上に努める。

- ・最近では、家庭用のゲーム機やデジタルオーディオプレーヤーなどからインターネットにアクセスが可能であり、パソコン以外でも被害者、加害者になるケースが見られる。また、児童生徒が利用している無料通信アプリなどを使ったコミュニティ内の状況を保護者や教職員が確認することが困

難である。

そのため、ネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けの専門業者による説明会を学校で開催する。

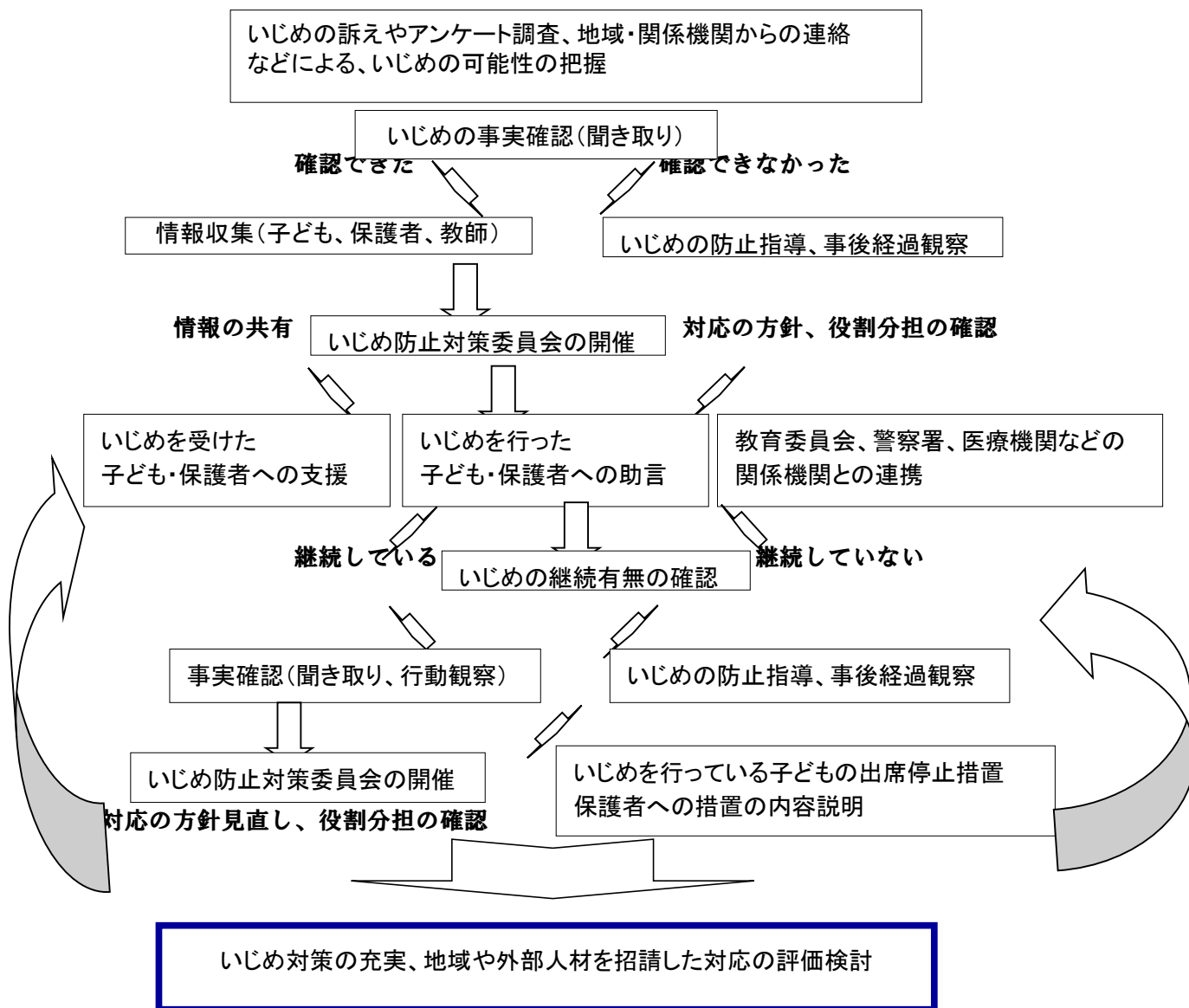
5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

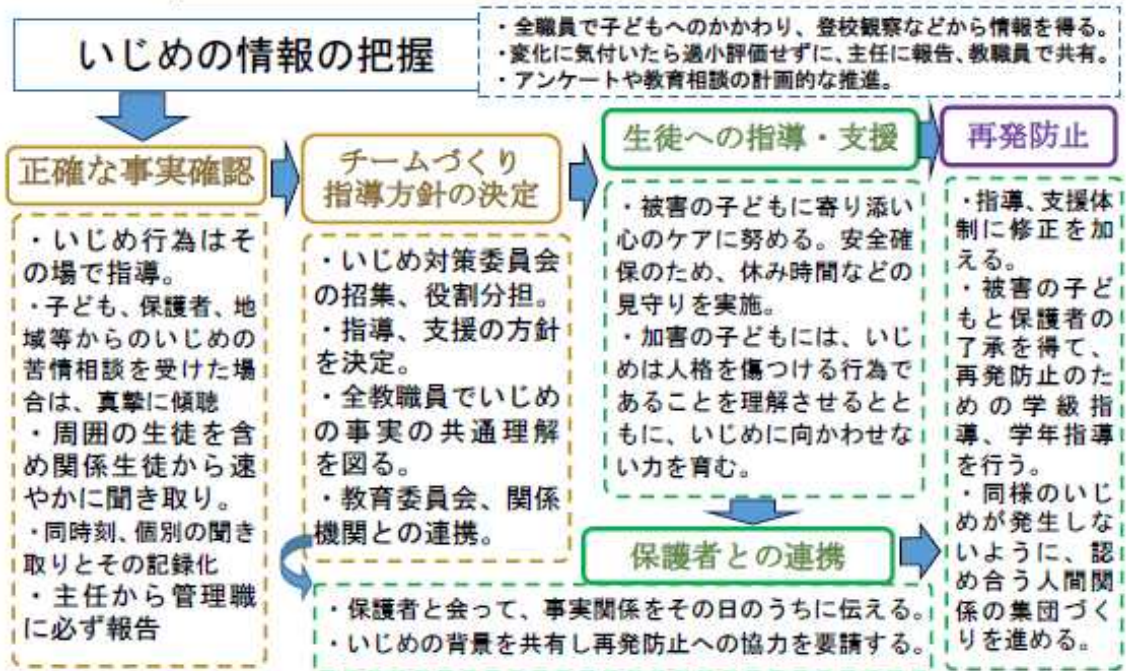
6. 地域、保護者との連携、方針の見直し

- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- ・関係者評価委員会などで、いじめ防止の取組について評価していただき、より実効性のある方針策定に生かしていく。
- ・この基本方針は、本校HPに掲示して、地域や保護者に向けて周知を図る

【フローチャート】



組織的ないじめ対応の流れ



7. 重大事案の発生に対して

※重大事態とは（国の方針）より）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※重大事案が発生した場合は、国や教育委員会の指針に則り、教育委員会に報告の上、協力して事態の解決に当たる。

～いじめの予防・早期発見のために(教師用チェックリスト)～

1 いじめチェックリスト

①いじめる側の言動、態度

- ・ 特定の人をさけている、給食の配膳を受け取らない
- ・ 発言した時に目くばせがある、教室の空気が変わる
- ・ 上下関係があり、特定の人にいつも嫌な役回り（荷物を運ぶなど）をさせている
- ・ 席替えの時に嫌がる反応をする、机を意図的に離している

②いじめられる側の言動、態度

- ・ 本人の今までと違う行動（顔色、表情、登校時間、給食の量が減るなど）がある
- ・ 保健室の来室回数が多い、教室にもどりがたらない
- ・ 一緒に行動している生徒やグループ内の人間関係が変化した
- ・ 孤立傾向がある
- ・ あだ名や嫌がることを言われている
- ・ 個人の所有物や掲示物にいたずらがされている
- ・ 欠席日数が急に増えたり、遅刻や早退が多くなる

2 いじめが起きにくい集団作りをするために

- ・ 朝、休み時間、昼休み、放課後に生徒に積極的に声をかけ、教師に相談しやすい雰囲気をつくる
- ・ いじめを注意できるリーダーを育成し、児童のプラスの発言を生かす
- ・ 教師が子どもの様子を注視し、小さな変容も見逃さない
- ・ 学級内に意見を言いやすい雰囲気をつくる
- ・ 日頃（授業、行事、委員会活動等）からコミュニケーション活動を実践し、人間関係の基盤をつくる
- ・ 問題をオープンにして、みんなで問題を考える
- ・ 一人ひとりが違う人間であることを理解し、認め合う
- ・ 児童が生き生きと活動する場をつくる（授業、委員会活動、異学年交流活動等）
- ・ 教師間、保護者との情報の共有を図る
- ・ 教室の環境整備を行う、あいさつを交わす、規範意識を育成する
- ・ ライン、メール等、目の届かないところで発生しやすい事案に対しても、アンテナを高くして情報収集に努める

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 札幌市立藻岩北小学校のいじめ問題に関する相談は、**担任や相談しやすい教職員等**に遠慮せずにご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 011-571-3511 (学校代表電話)

[参考]『学校いじめ防止基本方針』 藻岩北小学校ホームページ→「藻岩北の教育」→「学校いじめ防止基本方針」